

# 民法(債権法) 改正に伴う

# 「人事労務・労働契約への影響」

日 時

2020年

1/14火・20月・27月

(全3日間)18時30分~20時30分

長期間を要した債権法改正のタイミングが迫ってきています。今回の改正は、約120年ぶりの大改正であり、実務への影響は極めて大きいものがあります。

その内容の理解はもちろん、実務的な各種書式変更を要する部分もあり、事前の準備は不可欠といって良いでしょう。

本セミナーでは、本改正の人事労務分野への影響を中心に、労働契約一般における影響及び注意点、書式のご紹介等をする予定です。

## <講義内容>

### 1.債権法改正の経緯

- (1) 改正の目的・特徴は
- (2) 実務への影響概観
- (3) 民法と契約の関係

### 2.法改正の内容と労働分野への影響

- (1) 意思表示の取扱いが変わる
  - ・意思表示に瑕疵がある場合の取り扱い
  - ・錯誤が取消事由に
  - ・意思表示の到達に関する扱いの変更
- ⇒①退職をめぐる意思表示に関する議論への影響は  
②労働者が記載した念書に対する対応
- (2) 定型契約での規律を維持するには
  - ・新法が使える「定型契約」とは
  - ・相手方拘束のための要件
  - ・使ってはならない条項
  - ・約款変更を有効にするには
- ⇒①労働契約・就業規則の扱いは
- (3) 債務不履行による損害賠償
  - ・損害賠償条項はどう変わる
  - ・代償請求権とは
  - ・損害賠償額の予定の効果は
- ⇒①債務不履行損害賠償に関する改正の労働契約書等の記載への影響は  
②債務不履行の判断基準の明確化と安全配慮義務違反への影響
- (4) 役員責任がなくとも解除ができる
  - ・契約解除の新たな要件は
  - ・催告解除と無催告解除
  - ・債権者に履責事由ある場合の解除
- (5) 危険負担の概念が変わる
  - ・解除の要件変更の影響

- ・危険負担が履行拒絶権に
- ⇒①使用者の就労拒否等の議論への影響は

### 3.債権管理はどう変わる

- (1) 時効制度が大きく変わる
  - ・債権の消滅時効は5年ないし10年に
  - ・短期消滅時効の廃止
  - ・不法行為による債権の時効
  - ・時効の中断事由と停止事由は
- ⇒①労災・安全配慮義務違反の損害賠償請求権の時効は  
②賃金に関する短期消滅時効に関する議論の推移
- ③年次有給休暇の消滅時効は
- ④従業員の物損事故と人身事故における違いは
- ⑤未払賃金の請求実務に影響はあるのか
- ⑥協議による時効の完成猶予の活用法
- (2) 利息をめぐる改正
  - ・法定利率が変動制に
  - ・中間利息控除が明文に
- ⇒①労災事故における金額算定に対する影響は  
②賃金の支払いの確保等に関する法律との関係
- (3) 債権譲渡
  - ・譲渡制限特約の取り扱い
  - ・譲渡制限債権と強制執行
  - ・将来債権の譲渡
- ⇒①賃金債権の譲渡があった場合の取扱いの確認
- (4) 連帯債務の効果が激変・複数当事者がいる場合の債権管理
  - ・連帯債務の変更
  - ・不可分債務への準用
  - ・連帯債権の規定の創設
  - ・不可分債権の取り扱い
  - ・保証制度はどう変わるか
- ⇒①極度額条項の要否・身元保証契約への影響は  
②保証契約を締結する際の手続が厳格に

## 講 師



千葉総合法律事務所

弁護士 千葉 博 氏

## 会 場

### ウインクあいち 9階大会議室(902)

(愛知県産業労働センター)  
名古屋市中村区名駅四丁目4-38

**受講料** 8,000円/名  
(全3日間・消費税込)

- ③情報提供義務をめぐる注意点
- ④雇用契約に関する規定への対応

- ・履行割合に応じた報酬規定の新設
- ・有期雇用契約の解除
- ・無期雇用契約の解約申入れ

⇒①労働者からの解約申し入れ期間が変更に

### 5.実務での対応プロセスは

## 申込方法

### ①FAXまたは郵送

下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送

### ②ホームページ

当協会ホームページの「インターネットから申込む」より申込み

\*折り返し、受講票と受講料振込用紙を送付いたします。なお、お申込み後2週間を経過しても届かない場合は、お手数ですがお問い合わせ先までご連絡ください。

## お問い合わせ

### 愛知県労働協会 労働教育グループ

〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38  
ウインクあいち 17階

TEL: 052-485-7154 E-mail rodo@ailabor.or.jp  
ホームページ <http://www.ailabor.or.jp/rodo/>

お申込みは切りとらずA4のままFAXでお送りください。 FAX 052-583-0585

## <2019年度> 民法(債権法)改正に伴う「人事労務・労働契約への影響」受講申込書

受講者氏名	フリガナ			連絡者及び連絡先住所 (勤務先・自宅) ○印をつけてください
	性別	年齢	歳	〒 住所
受講者氏名	会社名/団体名 部署名			TEL (日中連絡のつく番号をご記入ください)
	性別	年齢	歳	E-mail

※受講申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使用させていただきます。  
これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)